

営繕工事における熱中症対策に係る運用指針 Q & A

- Q 1 工期の変更に係る取扱いにおいて、工事中に発生した猛暑による作業不能日数は、どのように算定すれば良いのでしょうか？
- A 1 環境省が公表している観測地点のうち、現場説明書に記載の地点における WBGT 値を用いることを標準とします。なお、当該現場の作業時間において、JIS B 7922 の測定機器を使用し、時間ごとに記録したものを算定の根拠として、活用することも可能です。（測定器の設置に係る費用については、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれています。）
- Q 2 「著しく乖離した場合」とは、どのようなケースを想定していますか？
- A 2 現場説明書に記載された猛暑による作業不能日数を大幅に超え、休日作業や時間外作業が必要となるなど、工期を延長しなければ適正工期とならない場合を想定しています。
- Q 3 WBGT 値が 31 以上の時は作業を行ってはいけないのでしょうか？
- A 3 原則、作業を行わないこととしていますが、作業環境に応じた熱中症対策を実施し、環境を整えた場合は、作業を行うことは可能です。
- Q 4 WBGT 値が 31 以上の時に、作業環境に応じた熱中症対策を実施し、作業を行った場合は作業不能日数の対象にできるのでしょうか？
- A 4 作業を行った場合には、作業不能日数の対象とはなりません。
- Q 5 作業が可能かの判断は当日にしかできないのでしょうか？
- A 5 環境省の熱中症予防情報サイトにおいて、「今日」、「明日」、「明後日」の 3 時間毎の WBGT の予測値が公開されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。
- Q 6 WBGT の計測はどのようにするのでしょうか？
- A 6 環境省の熱中症予防情報サイトに「暑さ指数計の使い方」(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/heatillness_leaflet_wbgtmeter.pdf) が掲載されていますので、こちらを参考にしてください。なお、計測器により使用方法が異なりますので、計測方法については、採用する計測器の取扱説明書等でご確認ください。

Q 7 室内が主な工事の場合は、どこで、どのように計測するのでしょうか？

A 7 実際の作業環境に近いところで計測してください。採用する計測器に屋内モード等が搭載されている場合には、そちらをご活用ください。計測方法については、採用する計測器の取扱説明書等でご確認ください。